

地図の利用手続のあり方検討部会 報告書

～ 地図インフラのオープンな利用環境の実現のために ～

平成30年12月12日

測量行政懇談会

目 次

1. はじめに	1
2. 利用手続等の現状と課題	3
3. 利用手続の課題等への具体的な対応について	6
4. 中長期的な課題について	20
5. 今回の改善を通じた効果とその意義について	23
6. 国土地理院が実施に移す際の主な留意事項	24
別紙1	26
別紙2	28
測量行政懇談会 委員名簿	30
測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 委員名簿	31
測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 開催状況	32

1. はじめに

地図活用新時代の幕開け

古来、地図は様々な目的に作成・活用されてきたが、多くの場合、個別の目的ごとに紙を中心とする様々な媒体に描いたり印刷されたりしたものであり、その活用も、地形を読み取ったり限られた量の追加情報を書き込むなど限定的であった。ところが、デジタル技術や衛星測位技術の発展に伴い、地図の情報をデジタルデータとして扱うことで、位置に関する属性を持った様々な情報（「地理空間情報」と呼ばれている）の活用が急速に進展した。その活用の広がりをさらに促進するべく、平成19年に地理空間情報活用推進基本法が成立・公布・施行された。同基本法を踏まえ、電子的な地図の位置の基準であり共通地図データとして利用される基盤地図情報が整備され、インターネットで国民が無償で利用できるようになった。

地図をはじめとした測量成果の利用手続に関するこれまでの検討

上述の基本法の趣旨を踏まえ、測量法が、平成19年5月に、電子的な地図の流通の促進にも対応するために改正された。この改正に適切に対応するため、測量法の目的である、測量の正確さの確保と測量の重複の排除を勘案しつつ、複製承認の基準などの具体的な運用のあり方等について、平成19年度に、測量行政懇談会に「測量成果活用部会（部会長：浅見泰司 東京大学空間情報科学研究センター副センター長（当時））」を設置して検討が行われた。その中で、それまで基本測量成果では認められていなかった、基盤地図情報のそのままの複製を認めるべき等の方向性が提示されるとともに、利用手続のあり方について改善が提言され、それに従って運用が開始された。

基本測量成果の多様な利用方法の普及

基本測量成果の利用については、地理空間情報活用推進基本法制定後、デジタルデータの利用が増えている。複製承認及び使用承認の合計の承認件数ベースで、基本法制定時の平成19年度においては、デジタル地図と紙地図の割合が3:7であったが、平成29年度においては8:2と、大きく逆転している。また、Web地図「地理院地図」において、基盤地図情報を含む2,000件に上る基本測量成果等がWeb上でオープンデータとして公開されており、その利用が進みつつある。

政府によるオープンデータの取組と官民データ活用推進基本法の制定

世界的に行政の保有する情報のオープンデータ化の取組が加速する中で、政府は平成25年にウェブで公開されている情報のオープンデータ化のための政府標準利用規約を定め、個別法による規定を除き、手続なくデータを活用できるようにすることを決定した。また、平成28年度には、行政等が保有するデータの公開、手続の透明化を図ることを含め、官民データの活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する観点から「官民データ活用推進基本法」が制定された。

測量成果の利用手続の新たな見直しの必要性

以上の社会的背景により、平成19年度における測量成果の活用の検討の際には想定していなかった活用形態が増加し、測量法の規定に基づく申請の要否の基準、複製承認・使用承認の区別、承認の基準などについて、時代に合わせたものとするべき、また承認手続の簡素化・迅速化を図るとともにより分かりやすいものとするべき、などの指摘が出てきている。基本測量成果を活用して作成・流通された多様な地図データを利用者が安心して相互に利用しやすくすることが、測量の正確性の確保と測量の重複の排除という観点から重要であることから、承認手続の見直しを行うことが必要である。このことは、地理空間情報法活用推進基本法・同法の基本計画、さらには官民データ活用推進基本法における適切な活用を図るための基盤整備等を推進する趣旨にも合致するものである。

さらに、測量法は、地方公共団体が中心になって整備している詳細な地図等を含む公共測量成果の流通についても規定しているが、官民データ活用推進基本法の趣旨を考慮し、公共測量成果の流通・活用を促進する観点から、これらの規定の運用について基本測量成果と同様に改善することが必要である。

以上の課題について改善策を検討するため、平成29年3月、測量行政懇談会の下に「地図の利用手続部会（部会長：井上 由里子一橋大学大学院教授）」が設置され、複製・使用承認制度の改善及び公共測量成果の流通の促進について、専門的に検討が行われた。

本報告書は、これらの検討事項について、提言を行うものである。

2. 利用手続等の現状と課題

基盤地図情報等の基本測量成果の利用に当たっては、測量法第 29 条及び第 30 条等に基づき、複製承認及び使用承認の手続が必要な場合がある。

また、公共測量成果の利用手続の検討の中で議論された事項として、国土地理院長が公共測量成果について保管を受託することができる規定については、測量法第 42 条第 2 項を根拠としている。

以下、これらの制度の現状と課題を述べる。

(1) 複製承認及び使用承認の概要

①複製承認の概要

測量法第 29 条において、「基本測量の成果を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数のものが提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製」(抄)する場合に、国土地理院長の承認を要することとされている。

この規定における「複製」は、コピー等により同様とみなされるものを作成する行為であり、拡大縮小や情報の付加等を全く行わない場合のみならず、情報の付加が非常に少なく原測量成果と内容的にほぼ同等のものが作られる場合にも適用されると解されている。

複製承認の基準については、測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領に定められている。すなわち、その申請が偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの、申請された複製の目的に照らして適切でない測量成果を複製するもの、測量法第 27 条第 2 項に基づく刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの、等の国土地理院長が定める基準のいずれかに該当する場合を除き、承認することとされている。これらのうち刊行や提供を害するおそれがある場合とは、刊行物等のそのままの複製により作成された成果物(注:「成果物」とは、測量成果を用い、利用者によって生み出される成果のことをいう。)が広く流通してしまうことである。ただし、基盤地図情報については、その役割が電子地図上における地理空間情報の位置の基準であり、その複製を承認しないと地理空間情報の活用推進に支障を生じることから、そのままの複製による成果物であっても同一性や精度が担保されることを条件に、承認されている。

また、この要領では、少量の地図等を補助的に利用する場合には承認を不要と定めていることに加え、運用において、個人的な使用や社内での使用など、内部利用のための複製等は、承認が不要であることとしている。

さらに、この承認に当たっては、運用上、承認を得て測量成果を複製した旨を

複製により得られる成果物に明示することが条件として課されている。

なお、複製承認は、平成 29 年度は年間 2,262 件であり、ここ数年、若干の増加傾向にある。

②使用承認の概要

基本測量成果を使用して、地図調製を含む測量を実施する者は、測量法第 30 条に基づき、国土地理院の長の承認を得る必要がある。

使用承認の基準については、同条において、申請手続が法令に違反しておらず、かつ当該基本測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切であれば、承認をしなければならないこととされている。

また、承認を得て測量を実施した者は、基本測量の測量成果を使用した旨を、その使用により得られた成果物に明示することがあわせて記されている。

さらに、運用において、私的利用のための使用等においては、他の測量への影響が限定されることから、承認は不要とされている。

なお、使用承認は、平成 29 年度は年間 1,714 件であり、ここ数年増加傾向にある。

(2) 公共測量成果の保管委託の制度について

測量法第 42 条第 3 項では、公共測量成果および測量記録の正本を国土地理院の長に委託することができることとされている。公共測量成果を国土地理院に集める仕組みを作ることで、公共測量成果に関するインフォメーションセンター的な役割を担わせ、国民がその測量成果を安心して利用しやすいようにすることも目的としている。また、公共測量の主な実施主体である地方公共団体にとっても、管理の効率化が図られるというメリットがある。

保管委託は、平成 29 年度までに合計 30 件がなされている。

(3) 利用手続に関する課題について

測量行政懇談会では、平成 19 年度に測量成果活用部会を設置し、地理空間情報活用推進基本法の制定や測量法の改正に対応し、成果を適切に管理しつつ利用を推進する観点から、複製承認や使用承認のあり方について検討し、国土地理院ではそれを基に運用を改善した。

しかし、現在の情勢、すなわち本格的なデジタルデータ・IoT (Internet of Things) の時代が到来していることや、オープンデータ化の取組の強化を踏まえると、さらに改善すべき点がある。

部会では、まず、地理空間情報全体の流通・活用に当たっての課題を全般的に議論した上で、さらに地理空間情報活用推進基本法及び官民データ活用基本法

の理念を踏まえ、測量法の利用手続等における課題を整理した。

その結果として、複製承認及び使用承認の手続に関する課題、及び公共測量成果の流通の促進に関する課題を集中的に検討した。

検討においては、以下の点を軸に設定した。

- ・複製承認及び使用承認を要する対象や承認条件について、デジタルデータ・IoT の時代にふさわしい運用とすること。
- ・承認手続を簡素化・迅速化すること。また、手続が必要な事例等の分かりやすい説明を行うこと。
- ・以上の 2 点に関連し、新たな取組が必要であればそれを行うこと。

地図の利用手続に関する今回の検討は、多様化する測量成果の利用者のニーズに迅速に対応するため、現行法の枠組みの中で改正しないことを前提として利用手続の改善に向けた具体的な検討を行い、法改正を含む中長期的な検討事項については、将来的な方向性として示すこととした。なお、法改正については、その緊急性について広く国民の理解を得ることが必要であるため、すぐに法改正に至るには困難を伴う可能性もあるが、懇談会では、現状で法改正が可能になった場合に、どのような方向性で考えるべきかを示すこととした。

3. 利用手続の課題等への具体的な対応について

複製承認及び使用承認の手続における課題については、承認の手続全体を俯瞰しつつ、2. (3) に述べたとおり、以下の考え方に基づく運用の改善について検討した。

- ・承認を要する対象や承認条件について、デジタルデータ・IoT の時代にふさわしい運用とすること。
 - ・承認手続の簡素化・迅速化を行うこと。あわせて手続の分かりやすい説明を行うこと。
- さらに、これらに関連する取組の拡充についても併せて検討した。

(1) デジタルデータ・IoT の時代にふさわしい運用に向けて

<論点>

- ① 複製・使用できる測量成果として、どのようなものが存在しているのかを、手軽に分かるようにすることが必要である。
- ② 地理空間情報のオープン化を通じて活用を促進することが政策的に重要となっている点を考慮しつつ、承認を要する範囲を真に必要な範囲に限定できないか。
- ③ 複製承認を得て作成した成果物を複製又は使用する場合には、再度複製承認や使用承認を要することとする一方で、使用承認を得て作成した成果物を複製又は使用する場合には、承認を不要とすることが妥当ではないか。
- ④ オープンなデータの利用を促進するため、承認の基準の緩和について検討することが必要ではないか。

[今後の対応]

(論点①について)

国土地理院は、ホームページにおいて、自らの作成する成果の解説として「地理空間情報のカタログ」を整理している。この内容を申請の仕組みの中で活用して情報提供することが適当である。

(論点②について)

承認については、ある成果物を作成する際に、基本測量成果（すべての測量の基礎となる測量で、基盤地図情報や基盤地図情報に基づいて国土地理院が実施した測量成果をいう。以下同じ。）が適切に活用され、その成

果物が基本測量成果に整合するものであることを示すことが目的である。

従来、測量法が目的としている正確さの確保への影響がほとんどないものは承認を要さないこととしていたところであるが、どのような場合には引き続き承認の対応をすることが必要であるかを勘案しつつ、オープンな地理空間情報の活用を推進していく観点から承認を要するものの範囲について真に必要な範囲に限定する方向で検討することが重要である。

検討の結果、測量あるいは精度を要する地図としての利用とはほとんど関係がない場合を含め、作成する成果物が次の3つのいずれかに該当する場合は、承認不要として差し支えないと考えられる。

- 1) 成果物は、地図としての利用が想定されるものではないこと
 - －ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳・セロテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
 - －イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの

- 2) 成果物を不特定多数の者に提供するものではないこと
 - －私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
 - －特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
 - －論文、試験問題
 - －一時的な資料として利用

- 3) 成果物が測量分野その他の国土の管理に関わる行政分野で利用される可能性が限定的またはほとんどないもの
 - －博物館等における展示物として利用、テレビ番組で利用
 - －書籍、パンフレットへの地図の挿入（地図帳、折込み地図を除く）
 - －位置座標を有しない成果物の作成に利用（一部の事例を除く。）

ここで、1) 及び 2) の場合については、従前の運用と同等であり、さらに具体的に記載したものである。

また、3) については、従来、書籍等の地図の挿入については一定程度以上のものを対象としていたが、書籍の本文に記載される地図等を使った測量等は実際には行われないことから、今回新たに対象から外しても問題ないと

考えられる。

＜「位置座標を有しない成果物の作成に利用」を基本的に承認対象としないこととした趣旨についての補足説明＞

従来、書籍に限らず、使用される分量が少ない場合に、承認を要しない運用としているが、これは、一定以下の分量の地図は、地図として利用することへの信頼性・実用性が低くなることを考慮したものと考えられる。

しかし、デジタルデータ中心の時代で、形態もテキスト、画像データ等が普及し、全国シームレスなデータからさまざまな情報を組み合わせつつ、自由にエリアを設定して地図（データ）が作成可能となる中、出来合いの地図を念頭に考えた画一的な基準による運用は、時代にそぐわなくなっている。

そのため、測量法の意図する、正確さの確保というおおもとの目的に立ち返り、様式によらず共通して適用できる考え方で運用することが重要である。

その方法として、例えば、これら全てに共通する唯一の情報である「位置座標」に着目する。位置座標が表現されていないものについては、現実の利用のされ方として、ある地点の位置を一定の精度で把握する等の用途には用いられないことを考慮すると、位置座標のない成果については、一律に承認に係らしめる必要性は必ずしも大きくない。そのため、成果物に位置座標が存在しないものについては、基本的には承認が不要として問題はないと考えられる。

ただし、位置座標を有さないものでも、以下の3つの場合については、承認対象とすることが妥当である。

a) 国土の管理に関わる地図情報を作成する場合

行政関連の地図は、様々な情報と容易に重ねて利用されるべきであり、そのためには位置座標が必要となるが、それが付されていないものも散見される。

地理空間情報の活用推進、測量の重複の防止・正確さの確保の観点から、また自治体における統合型 GIS のコンセプトから見ても、行政分野の地図で正確さを求める必要があり、関係者に提供することが目的であるものは、承認を求めることが妥当である。そのため、当分の間、例えば管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる行政情報に限り、位置座標がない場合でも承認を求めるとともに、並行して、位置座標を付することが妥当である旨適切な方法で助言等を行うことが妥当である。その助言を重ねつつ、成果物に位置座標が存在しないものは承認が不要、という姿に近づけていくよう努めることが重要である。

b) 実質的に異なる表記に変更する場合

位置座標を有しない利用方法であっても、情報を意図的に変更して、国の安全等において不適切な使用がされる場面を想定することが必要である。そのため、「内容的に実質的な変更を伴う」場合は、今後とも承認対象とすることが妥当である。

c) 成果物が刊行物と一見して違いが明確に判別できない場合

国土地理院が刊行している地図等と紛らわしい複製物が多数流通すると、国土地理院が従来どおり広く国民に対して低廉に刊行を継続することが難しくなる。そのため、紛らわしい複製物が作成されるような場合を承認対象とすることが妥当である。

(論点③について)

複製承認を得て作成された成果物をもとに複製又は使用する場合は、もとの成果物が国土地理院の成果と同等のものと捉え、承認申請を要することになるが、使用承認を得て作成された成果物は、国土地理院の成果と異なる新たな成果物と考え、承認の対象としないこととして問題はない。

そのため、複製して得られた成果物をさらに複製・使用する場合には、新たに基本測量成果を利用する観点から判断することになり、具体的には、この後の2. で述べる、申請の考え方フローの最初に戻り、まず承認が必要かどうかから判断することになる。

なお、増刷の有効期限が設定されている(3年)これまでの運用については、測量法の目的に照らしてその効果が考えにくいため、撤廃することが妥当である。

(論点④について)

使用承認は、承認をしなければいけない規範が法律で定められているが、複製承認については法律上の定めはなく、その基準が院長により定められている。院長が定める複製承認の可否の基準においては、以下に該当するものを除き、承認することとされている。

- 一国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの
- 一偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- 一公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの

- －申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
- －複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果物の正確さを確保する上で適切でないもの

平成 20 年 3 月の測量行政懇談会の提言「測量成果の活用に関する提言書」において、そのままの複製については承認しないか又は有償での承認により運用すべきとされていた。

一方、近年のオープンデータ化の流れの中で、政府が Web 上で公開しているデータに関しては、対価を求めることなく使ってもらうという基本的考え方のもと、特に地理院地図等 Web で提供されている測量成果の地図データ（以下、「地理院タイル」という。）については、無償で承認する方向で運用の基準を緩和することが適当である。

これを踏まえ、上記基準に係る運用及び解釈などで「基盤地図情報及び地理院タイルについては、基本的にそのままの複製を可とする」ことを明記することが妥当である。その他、本提言の趣旨に合わせた改正を適宜行うことが必要である。

なお、刊行物のそのままの複製の場合は、その複製を認めることにより刊行の継続に影響がないかどうかの観点から判断がなされている。一方、これまでも私的利用、学校その他教育機関内での利用、一時的な利用等、利用が限定されると考えられる場合においては承認不要で複製が認められており、その対応を継続することが適当である。

また、これまでは承認が不可であったもので、今後は可になることで最も高い効果が得られる事例としては、地方公共団体が、セキュリティが強化された LGWAN（Local Government Wide Area Network）のシステム内で地理院タイルを参照するために、地理院タイルを複製して置く場合である。地方公共団体においては、LGWAN を運用する ASP 業者（Application Service Provider）からその環境構築のための協力を得られること、あるいは若干のデータ登録の作業を依頼すること、などが必要だが、地方公共団体が自らのシステムやネットワークの設計に左右されることなく、従来と同様に地理院タイルを使える点は大きな魅力であり、そのような使い方が可能となることを積極的に広報することが必要である。

また、民間事業者においても同様に、インターネットから取得した地理院タイルを自社サーバーに複製し、上載せ情報なしで配信するサービスを提供するのに有効な場合があると考えられるため、承認を可とする。それにより、地理空間情報の活用が国全体として活性化する効果も期待される。

(2) 承認手続の簡素化・迅速化と、手続に関する分かりやすい説明について

<論点>

- ① 申請の要否について利用者が容易に判断できるように、申請を要さないものについての具体例をできるだけ多く示せないか。
- ② 複製承認及び使用承認の区別をより明確にするとともに、その区分が具体的に分かるよう、事例を多く示したり、Q&Aで示すことが必要ではないか。
- ③ 今回の検討の結果、申請を判断するためのフローを提示するとともに、従来、申請が必要であったものが不要になる場合や、複製承認・使用承認が異なってくる場合についてできるだけ具体的に示すことが必要ではないか。
- ④ 基本測量成果が、公序良俗に反する目的で使われることを防ぐことは重要だが、承認基準の表現について工夫できないか。
- ⑤ 承認を得た場合に記載する承認番号等の記述については、できるだけ簡潔なものとするべき。特に承認番号の記載、測量法を根拠とすることの記載及び承認対象となった測量成果の名称の記載の要否について検討すべき。
- ⑥ Web上の申請書作成システムで承認申請が行われた際には、申請者の手間を少なくするため、また申請者が迷わないよう、入力内容をシステム側で判断して、承認が不要か、あるいは複製承認か使用承認かを振り分けるような仕組みに改善すべきではないか。また、承認申請後、即日又は翌開庁日を目途に承認が得られるような仕組みとすることが適当ではないか。

[今後の対応]

(論点①について)

論点①については、複製承認・使用承認に共通して承認が不要な場合を提示し、利用者が承認の必要性を判断する際の効率化を図ることが必要、という趣旨である。これに関しては、2(1)の、論点②の説明の中の、1)～3)において、具体例を述べたところである。

(論点②について)

複製と使用は、

- ・両者の対象とする基準が異なること、
- ・複製承認を経て作成されたものの複製・使用については引き続き申請が必要である一方、使用承認を得て作成したものはそれ以降の承認は不要であることなど、後続の対応が異なること

といった相違があるため、その区別を議論することが重要である。

複製承認は、基本測量の測量成果と同じようなものが流通する場合に、不正確な複製物を利用することで安全性が損なわれ不利益が生じることを防ぐための手続であり、オリジナルの測量成果の品質であることを確認するという効果を有している。また、使用承認は、基本測量の測量成果を使って元の地図とは別種の地図を作る場合に、手続が法令に従っているかどうか、使おうとする元の地図が正確さを確保する上で適切かどうかを確認するための手続である。

これらの考え方をもとにしつつ、複製と使用の違いについては、以下のとおり説明することが妥当である。

<複製と使用の違い>

・複製（測量法第 29 条）

- －測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの。
- －測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの。
- －測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない。

・使用（測量法第 30 条）

- －基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成しているもの。
- －測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成しているもの。
- －数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成しているもの。

また、これらについての具体的に適用の考え方を書き起こすと、別紙 1 のとおりとなる。また、やや判別しづらい場合について、妥当と思われる考え方を以下に記載する。

・間引きは「複製」と「使用」のいずれに該当するか。

地図の内容を地物ごとに間引く場合は複製承認の対象で、地物を構成する一連の点列を間引き、原成果の形状と異なる表現となる場合には、基本的には使用承認の対象である。なお、画像データの解像度を落とす処理は、ベクトルデータにおける補間点の間引きと同等であると考え、使用と位置づける。

・移動・間引きする点数が少ない場合はどう考えるか。

位置座標を変更するのは、基本的な考え方としては使用承認の対象である。この場合、位置を変更する点の数が少ない場合に問題となるが、異なる地図を作することを意図している場合は使用承認の対象で、作業の目的が明確でなくもとの地図と区別することが困難なものができる場合は複製承認の対象である。間引きの場合も同じ考え方である。

・表示色を変更するのは「複製」と「使用」のいずれに該当するか。

線の色を変えることにより、一見して原成果と別種の地図であることが明らかである場合は、基本的には使用承認の対象である。

ただし、ベクトルデータの場合は、基本的には位置座標の取扱いを中心に考えることにし、例えばもとの位置座標が維持されて、色付けの方法だけを変更する場合、あるいは属性情報のみを変更する場合は、複製承認の対象である。

・フォーマット変換は「複製」と「使用」のいずれに該当するか。

画像データのフォーマット変換については、内容が可逆なものについては、複製承認の対象であり、不可逆なものは使用承認の対象である。

ベクトルデータのフォーマット変換の場合は、基本的には位置座標の取扱いを中心に考えることにし、例えば成果物にもとの位置座標が維持される場合は複製承認の対象である。

(論点③について)

3 (1) の内容を含め、これまで述べた考え方に基づき、申請の流れについて整理したものを別紙 2 に示す。

従来との大きな相違としては、書籍等への地図の挿入については、基本的に承認が不要となること、また、位置座標を有しない成果物の作成に利用されるもののうち、多くの場合において、新たに承認が不要となる。

また、社内・サークル等における地図の作成、特定の者に対して提出する申請書の添付資料の作成等において、従来は複製の場合は承認不要で、使用の場合は承認が必要という運用がなされていた。これらについて、今回、限られた者の間でしか利用されなかったり、成果物が次の測量に利用されない場合等には承認が不要と整理することで、複製承認・使用承認いずれも不要となる。

さらに、企画・立案や、図式・表現等が同一のシリーズものであれば、1年間包括的に承認を受けることが可能であるが、引き続きそのように対応することが適当である。

なお、現行運用している複製承認の取扱要領については、上記の趣旨に基づき変更することが適当である。また、上の事例の中でも、これまで申請が

多数あるもので今後は承認不要となる事例について、できるだけ取扱要領の運用基準等で具体的に示すとともに、事例が判明した時点で適宜追加していくことが望ましい。

以上のように運用を変更する結果、申請の全体数としては従前の 6 割程度の減となることが見込まれる。

また、これまで使用承認であった事例で、複製承認となる事例は、ベクトルデータについて、位置座標を全く変更せず属性情報のみを変更する場合は該当する。

これまで複製承認であった事例で、使用承認になる事例は、画像データの間引きを行う場合と、フォーマット変換の内容が不可逆なものが該当する。

(論点④について)

3. (1)「(論点④について)」で述べた複製承認の承認基準において、「公序良俗に反する」の趣旨については、よりわかりやすく、地理空間情報活用推進基本法第 3 条第 9 項に基づき、「個人情報の保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること」の趣旨に変更することが妥当である。

(論点⑤について)

論点として記載した承認番号、測量法を根拠とすること及び承認対象となった測量成果の名称については、以下のとおりとすることが妥当である。

- －承認番号については、承認を行った部署を含めて記載する。これは申請を特定するための ID となり、今後公開予定の承認リストにとっても必要である。もし記載がない場合、成果物と台帳との照合作業等に支障が出る。
- －測量法を根拠にすることについては、その趣旨を明確にする観点から記載する。
- －承認対象となった測量成果の名称については、記載しないことを標準としつつも、必要と認められる場合には記載してもよいこととする。

また、国土地理院長が承認をした旨については、公共測量成果の承認を考えると、承認主体がさまざま考えられる中、それを特定して伝えることができるよう、記述内容に含めることが適当である。

また海外からの申請にも対応しているところであるが、その対応をある程度考慮し、承認番号等について英文字で記載する等の対応が望ましい。

以上を考慮した今後の明示の方法は以下のとおり。

(現行) 現行の明示の例

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 30 情複、第 9999 号)」

(改善案) 今後の明示の例

【案】 測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) H30JHf9999

- ※ アルファベットの承認番号のうち、「JH」は、承認を行った部署 (国土地理院の情報企画課) の略称を、また小文字の f は複製 (使用の場合は「s」) を示す。
- ※ 承認時には、「必要と認められる場合には、語尾に (電子地形図 25000) と記載してもよい。」ことを付記する。

また、システムや Web サイトの場合の出所の明示は、地図上に直接表示することが困難な場合、現状でも説明ページや説明書に記載できるようにしているが、それに関する認知度を一層向上させるため、国土地理院のホームページのできるだけ目に付きやすいところに、「About me 等の説明ページ等に記載してもかまわない」旨を示すべきである。

なお、使用承認を得て作成した成果物を使って別の成果物を作った場合、承認を要さないことから、承認を得た旨転記されることは適当ではない。そのため、今後は、さらに別の成果物に使われる場合を想定し、申請者から別の成果物の作成者に対して、あらかじめ測量法の承認番号等を転記しないよう伝達しておくことを、測量法の承認の条件として示すことが適当である。

(論点⑥について)

現在の Web 申請書作成システムについて、申請者が利用方法を記入すればシステム側で判断してくれるような仕組みを導入する。具体的には、

- －申請の可否や、複製承認か使用承認のいずれに該当するかを、申請者がラジオボタン上で選択すれば機械的に判断できること
- －複製・使用承認の申請の可否を容易に判断できるウェブページ「利用ナビページ」を新たに作成すること
- －申請書を自動で作成すること

などが必要である。

また、申請システムについては、測量成果を一覧し、同じページ内で承認申請を行えるようにするなど、さらに効率的な申請を可能とする方法を検討する必要がある。

さらに、承認の迅速化については、国土地理院がウェブ上で公開している測量成果のみを利用する場合の複製・使用承認申請については、即日又は翌開庁日を目途に承認書を送付する仕組みを導入することが必要である。

なお、Web 申請において、本人であることを確認する方法については、現在、国土地理院では、あらかじめ各種の手続を行う者を登録するシステム(シングルサインオンシステム)に登録させた上で申請をさせているところであり、この方法を維持することが妥当である。その中で、申請内容に疑義が生じた場合には本人に連絡をとる、などの対応を行うことが適当である。

(3) 関連する取組の拡充について

<論点>

- ① 基本測量成果の活用方法は、地理空間情報活用全体に関する重要な知的資産である。測量の重複を除くためにも、複製承認及び使用承認の動向はできるだけ積極的に公開することが必要ではないか。また、測量法の目的である重複の防止を図るため、将来的には、承認を受けて作成された成果物についても、できるだけ国土地理院から公開することが必要ではないか。
- ② 承認を行ったことを示すマークなども考案するか。(マークは、承認番号等の記述の代替とはならないが、申請者が承認を受けて作成した成果物であることを簡便に知らせたい場合に利用することを想定。)
- ③ 地方公共団体等の測量計画機関が行う測量法第 43 条及び第 44 条の複製承認・使用承認について、国土地理院に倣って承認の運用を変更する方向で必要な指導を行うべきではないか。
- ④ 整備した公共測量成果について、複製承認・使用承認に至るまでもなく、広く周知・提供する手立てのない地方公共団体等を支援するための取組が必要ではないか。最も有効な方法は、測量法の保管委託の仕組みを活用し、G空間情報センター等の流通促進の取組との連携を確保しつつ、公共測量成果の流通の促進を図ることはできないか。

(論点①について)

基本測量成果の承認状況の情報や、承認を受けて作成された成果物を国土地理院から積極的に公開することで、関係者が利用範囲を広げたり、さらなる利用方法を研究したり、社会全体に対する効果を把握することができる。

ただし、承認を受けて作成された成果物の公開は、関係者の理解を得るのに時間を要すると考えられるため、まずは、承認状況の情報を公開することが妥当である。

一公開する項目は、個人情報等の扱いに配慮する必要がある。複製・使用する測量成果名、複製・使用の目的、複製・使用期間、承認年月日、承認番号を基本とするが、今後、さらに国土地理院において調査を行って精査する必要がある。

一公開の対象は、あらかじめ承認を受けた者の同意を得たものとする。

一リストの公開に同意した者の成果物の出所明示は、簡略化した記載も可とする。出所明示の記載方法については、3.(2)の「(論点⑤について)」で示されるものよりさらに短くした案を国土地理院で検討する必要がある。

また、公共測量成果について、そのリストから国土地理院のワンストップ申請ができるようにすると、申請者だけでなく地方公共団体にとって手間を減らすことができる効果が期待できる。今後、その実現に向けて、検討することが望ましい。

さらに、承認を受けて作成された成果物の公開は、成果物の内容の妥当性を効率的に確認する方法の検討を行い、準備が整った段階で、上記の承認のリストから、必要に応じてハイパーリンク等により、承認を受けて作成された成果物を参照できるようにすることが適当である。

(論点②について)

承認を受けたことを示すマークについては、作成された成果物が基本測量成果に整合していることを知らせることが目的である。

マークについては、今後そのニーズを調査し、マークの有効性と効果的な表示方法を検討しつつ定めることが有効である。今後、効果的な事例等が確認できた場合には、国土地理院でそのデザインや運用方法を定めることが適当である。その場合には、英語を使うなど、外国人の利用も想定することが望ましい。

(論点③について)

基本測量成果の複製承認・使用承認の運用の変更を国土地理院が進めるに当たり、公共測量成果について同様の承認の運用が想定される測量計画機関である地方公共団体等にも運用の変更点を周知し、国土地理院の運用に準じるよう技術的助言を行っていくことが必要である。

地方公共団体等では測量成果の公開の取組がまだ進んでいないところも多いが、測量成果を公開することが社会に有益であることを周知するべきである。あわせて、地方公共団体で手間を軽減するための方法として、以下を紹介することが効果的である。

- －地理院タイル等を背景として Web 等で庁内の情報を公開すること。
- －国土地理院が地方公共団体の複製承認や使用承認の事務を支援するワンストップの仕組みを活用すること。

このような周知活動を行う場として、

- －公共測量の手續について各地方で実施している公共測量説明会
- －地理空間情報の活用促進の連絡会議
- －国土地理院と地方公共団体との協力協定等の会議の場・枠組み

を活用するとともに、可能な限り関係機関の協力を得て幅広く設定することが適当である。なお、周知活動においては、技術的な知識を織り交ぜることにより活用の推進を図ることにも配慮すべきである。

(論点④について)

保管委託の仕組みを活用した流通促進の取組については、例えば、地理空間情報の流通促進に取り組むG空間情報センターと、測量法を所掌している国土地理院が連携して公共測量成果を世の中に提供する取組が有効であると考えられる。これは、地理空間情報活用推進基本計画における地理空間情報の流通の促進の取組に整合することはもちろん、国土地理院の施策の社会的な意義を広く周知することにもつながることが期待される。

保管委託の仕組みを活用した具体的なイメージを図1に示す。同図で示すとおり、地方公共団体等から国土地理院に対して保管委託を行い、更にそれをG空間情報センター等で管理する仕組みが適当である。

なお、地方公共団体によっては、地方財産等に位置づけられ料金を徴収している場合などがある。その場合でもこの仕組みは利用可能であることを示し、地方公共団体に対して無用な誤解を与えることがないよう配慮することが望ましい。

また、地方のオープンデータの取組も注視しつつ、可能な場合にはそれと連携する選択肢も検討すべきである。

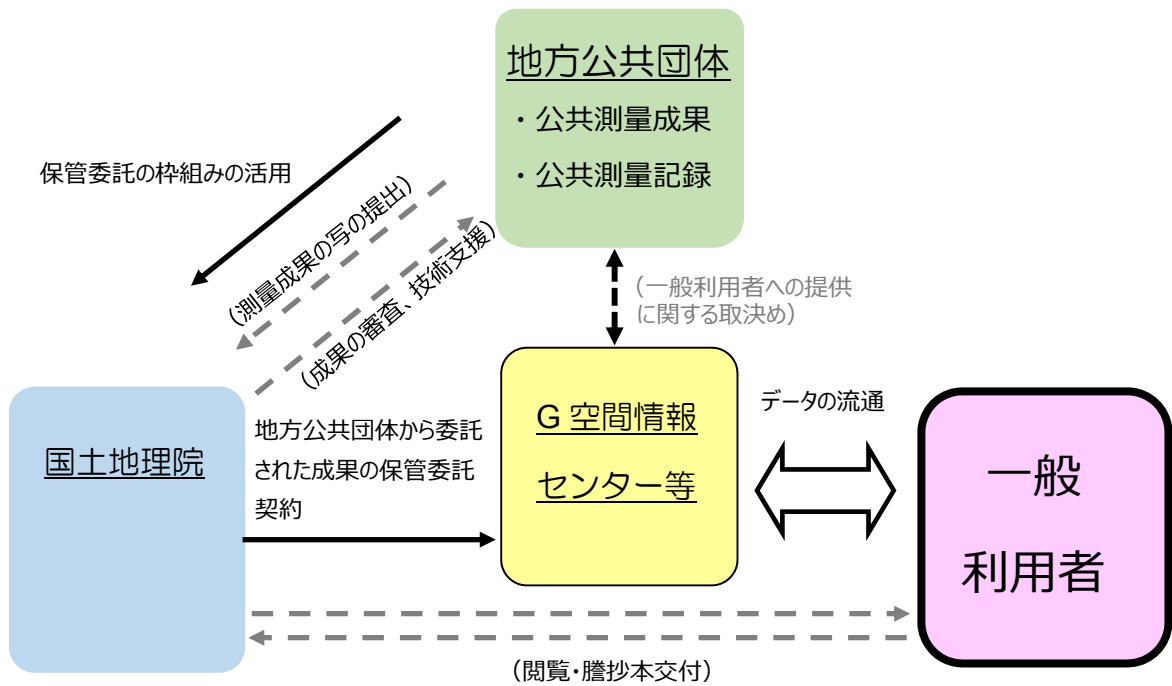


図1 地方公共団体の測量成果を流通させる新たな枠組み（案）

4. 中長期的な課題について

〔検討の背景〕

インターネット全盛時代の中、またそのコンテンツとして地図が大きなウェートを占めるようになる中、国土地理院の地図は社会全体に広く利用されるべき情報インフラであり、できるだけ自由にデータを使えるように対応することが必要である。

今回の検討でも、地理院タイル（そのうち測量成果であるもの）のそのままの複製は承認されてこなかったことが最も重要な課題である、という点が指摘された。このことについては、今回、基本的に承認がなされるよう運用を見直すことが妥当とする方向性を打ち出した。

また、今回の検討では、基本測量成果の活用の促進を通じ、国土の適切な管理、行政の運営の効率化・行政機能の高度化、国民の利便性の向上、経済社会の活力の向上を図ることが重要である一方で、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないよう配慮すべきことが認識された。これらはまさに地理空間情報活用推進基本法第3条の基本理念に掲げられた事項である。ビジネスを創出する上では、オープン化が重要な要素となるし、また適切な取扱いの確保の観点では、個人の権利利益や、国の安全や国土の適切な管理に悪影響を及ぼす可能性があるれば、それを防止することも必要になる。個人情報保護の観点からは、判例においても、他の情報と連結されることにより個人が特定されるおそれがある地理空間情報については、開示を拒むことができることが認められ、最高裁で確定した判例がある。

このような状況を踏まえ、測量成果を使って作成した成果物が社会で広く使われるような場合など、その測量の正確性への信頼を確保することが不可欠な場合に適用できる仕組みを残しつつ、地理空間情報のより自由な利用の促進も考慮することで、全体として地理空間情報の活用が最大限促進されるよう施策を打ち出していくことが必要である。

また、地理空間情報の利用状況についての情報は、必ずしも十分周知されているとは言えない。地理空間情報をどのように活用して世の中に役立てている事例などの情報は、地理空間情報に携わる関係者が先進的な活用方法を考える上で貴重な情報であり、より積極的な情報公開が望ましいところであるが、これを進めるためには承認申請を行う者等、関係者から一層の理解が得られることも必要である。

中長期的な方向性については、測量法の法改正を含みつつ、以上の背景を考慮して将来的な方向性として検討する。なお、先述したとおり、すぐに法改正に至

ることは困難と考えられるが、現状で法改正が可能な場合における対応を検討するものである。

論点としては以下のとおりである。

＜論点＞

- ① 測量法の承認制度について、オープンなデータ利用、良質な地理空間情報の活用の促進に寄与する観点から、中長期的にどのように改善することが適切か検討すべき。
- ② 承認状況の公開について、さらに強く協力を求める方法として、今後どのように取り組むことが適切か検討すべき。

〔今後の対応〕

（論点①について）

承認制度については、基本測量成果の活用の促進を図りつつ、承認が必要な事例について、利用の結果作成された成果物の信頼性を確保する観点から、以下のような対応とすることが望ましい。

- ・複製承認については、承認を得て作成された成果物が、基盤地図情報に基づく基本測量成果と同等の精度を保持したうえで、基本測量成果に上載せられて利用されるものであることから、その信頼性を確保するために、承認制度を残した上で、適切な測量成果が使われているかだけでなく、成果物の正確さ等について、申請で把握できる情報をもとに可能な範囲で確認することが適当である。
- ・使用承認については、目的に対して適切な測量成果を使っているかを確認するための承認を行っているが、成果物としては、基本測量成果を加工した独自の情報が中心となるため、自由な利用を重視する観点から、より制限的ではない方法への移行を検討することが適当である（例えば届出にするなど）。
- ・なお、承認制度として残す場合でも、時代や技術に応じて承認する必要がない場合をフレキシブルに定義できるよう、承認対象から除くものを定める仕組みを検討するなど、できるだけ成果を使いやすい環境が実現されるよう対応することが適当である。

（論点②について）

- ・承認状況について、原則として公開することに向け、知的財産にも配慮しつつ、また地理空間情報活用による国民の安全安心・豊かさの向上という

点を重視しつつ、法的な枠組みについて検討する必要がある。また承認を受けた者が作成した成果物についても、その内容を効率的に確認する方法を確立した上で、承認を受けた者の理解と協力を得て広く知らせていくための措置をとることが適当である。この対応は、測量の重複の排除にも貢献できるものと考えられる。

5. 今回の改善を通じた効果とその意義について

今回の改善を通じて、以下のような効果が期待される。

- －複製承認と使用承認の申請を要さない範囲が拡大することで、承認の手続全体がより効率的になり、申請者の負担が少なくなる。
- －インターネットで提供される国土地理院の基本測量成果を手軽に利用できる環境が整い、その利用の促進が進む。また、Web上で地理院タイルの分散化が図られ、快適なアクセスが維持される。
- －国土地理院の基本測量成果がより利用しやすくなることで、地物の自動認識の研究等、先進的な研究の実施が促進されるとともに、ビジネスの創出に寄与することが期待される。
- －承認手続を通じて、位置座標やその正確さを確保することの意義を理解することができ、地理空間情報の品質向上に役立つことが期待できる。例えば、ハザードマップ等で、位置座標が入っていないものは、避難等において使いにくい可能性があるほか、団体内の他の部局の情報と重ね合わせることが有効であっても、それが難しくなる。このような事例に対して、承認の手続を契機として、災害時の適切な対応や団体内の情報共有の推進の観点から改善しようとする意識が出てくることが想定される。
- －承認のリストを公開することにより、承認の効果についての理解がさらに深まるとともに、基本測量成果の活用の意義についてのリテラシーの向上が期待でき、成果の円滑な普及に役立つ。
- －公共測量成果の流通を促進するための仕組みを構築することで、公共測量成果がより利用しやすくなる。

なお、今回の検討は、オープン化を念頭に置きつつ、測量法の制度そのものの改善の検討と、制度にかかわる情報公開の検討という2本柱での検討となった。この検討の考え方は、今後、公的機関等がオープンデータについて検討する上での重要な考え方になろう。

6. 国土地理院が実施に移す際の主な留意事項

上記のように懇談会で提言された事項を国土地理院が実施に移していくにあたっては、その運用の変更についての理解が広まるよう、十分な周知・広報活動等を行うことが求められる。

以下、国土地理院において留意すべき事項について指摘する。

(1) 周知・広報活動

国土地理院のホームページ等において、以下のことに留意しつつ、適切な広報活動を行うことが必要である。

- ・承認の運用の変更について一定の周知期間を設けるとともに、承認手続の方法、特に、承認が必要な範囲、複製承認と使用承認の区別など、運用上従来と変わる点については、**Q&A** を含めつつ、分かりやすい広報を行うこと。
- ・測量法の複製承認と使用承認の趣旨（主に以下の事項）について、適切な広報を行うこと。
 - －作業の目的に照らして、基本測量成果が適切に活用されていることを確認するための仕組みであること。
 - －複製承認と使用承認は、結果を厳密に審査しているわけではないが、基本測量成果を、承認を得て利用することで、正確性の確保、測量の重複の防止を図ろうとするものであり、その旨をホームページの関連する部分において誤解のないよう示すこと。
 - －測量法の承認は、著作権の行使とは関係がないこと。また、国土地理院における地図の著作権の行使についての考え方を分かりやすく示すこと。
- ・承認したリストの公開可否を確認する趣旨についても、混乱のないよう周知すること。

(2) 地理院タイルの複製承認及び使用承認についての留意事項

地理院タイルの複製承認を行う場合、複製して利用する場面によっては、最新の背景情報を用いるべき場面も想定される。そのため、国土地理院から、適時に最新のものに更新するよう、促すことも必要になる。さらに、このような常時の更新については包括的な承認を受けることが可能であり、年に1回の承認で足りることを十分周知することが必要である。

また、地理院タイルの複製承認・使用承認においては、その作成に利用した原資料に応じて、精度が様々なことを周知するとともに、地理院タイルを

用いて作成された成果物の利用者が、その精度を錯誤することのないよう対応を行うことが必要である。

複製と使用の例

1. 紙の地図（例 2万5千分1地形図、旧版地図）

1) 複製の例

- ・ コピー機で色調を変更する（カラー→白黒 等）
- ・ コピー機でコピーする（拡大・縮小）
- ・ 単純な切り貼り：隣り合った図葉を接合・切り抜き
- ・ 追加・削除・修正：独自情報（非測量）を上載せする
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報（例 注記）削除
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報修正

2) 使用の例

- ・ スキャナでスキャン、画像データを取得、位置座標を付与
- ・ 追加・削除・修正：測量によって得た情報の付加
- ・ 基図を背景として、独自の図式で描画（基図の画線は残らない）
- ・ 積層模型の作成
- ・ 原成果を参考に別種の地図を作成

2. ラスターデータ（例 地理院タイル）

1) 複製の例

- ・ フォーマット変換（可逆）
- ・ 解像度変更（拡大）
- ・ 色調変更（カラー→白黒）
- ・ 色調変更（白黒→カラー）
- ・ 単純な切り貼り：隣り合った図葉を接合・切り抜き
- ・ 追加・削除・修正：別レイヤーに独自情報を上載せ[※]
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報（例 注記）削除
- ・ 追加・削除・修正：原成果の一部情報修正

※ 地理院タイルをダウンロード後に、独自情報を上載せ加工する場合。なお、地理院のサーバー上にある地理院タイルを閲覧者がリアルタイムで読み込みした上で基本測量成果とは関係なく作成された独自情報を上載せ表示する行為については、複製の行為と見なさず、承認不要で利用可能。

2) 使用の例

- ・ フォーマット変換（不可逆）
→従前は複製の扱いであったものを使用の扱いとした
- ・ 解像度変更（縮小）
→従来は複製の扱いであったものを使用の扱いとした
- ・ 追加・削除・修正：測量によって得たデータの付加
- ・ 変形（台形→長方形）（正規化）
- ・ ベクトルデータ化
- ・ 独自の図式で描き起こし
- ・ 解析を行い、データを取得
- ・ 標高データを使って地図を立体化
- ・ 積層模型の作成
- ・ アナグリフ（赤青地図）の作成
- ・ 位置座標を付与
- ・ 原成果を参考に別種の地図を作成

3. ベクトルデータ（例 基盤地図情報 基本項目）

1) 複製の例

- ・ フォーマット変換（可逆）
- ・ データのまま印刷（ダンプ・リスト）
- ・ 単純な切り貼り：隣り合った図葉を接合・切り抜き
- ・ 追加・削除・修正：属性データの追加・削除・修正
→従前は使用の扱いであったものを複製の扱いとした
- ・ 間引き：位置座標値の機械的な桁減らし

2) 使用の例

- ・ フォーマット変換（不可逆）
（例 データを組み込んで描画するシステムの構築）
- ・ 地図として印刷する（目的に応じた最適な地図を表現）
- ・ 追加・削除・修正：図形データの追加・削除・修正
- ・ ベクトルデータからラスターデータを作成
- ・ 間引き：中間点の間引き
- ・ 変形（台形→長方形）（正規化）
- ・ 解析を行い、データを取得

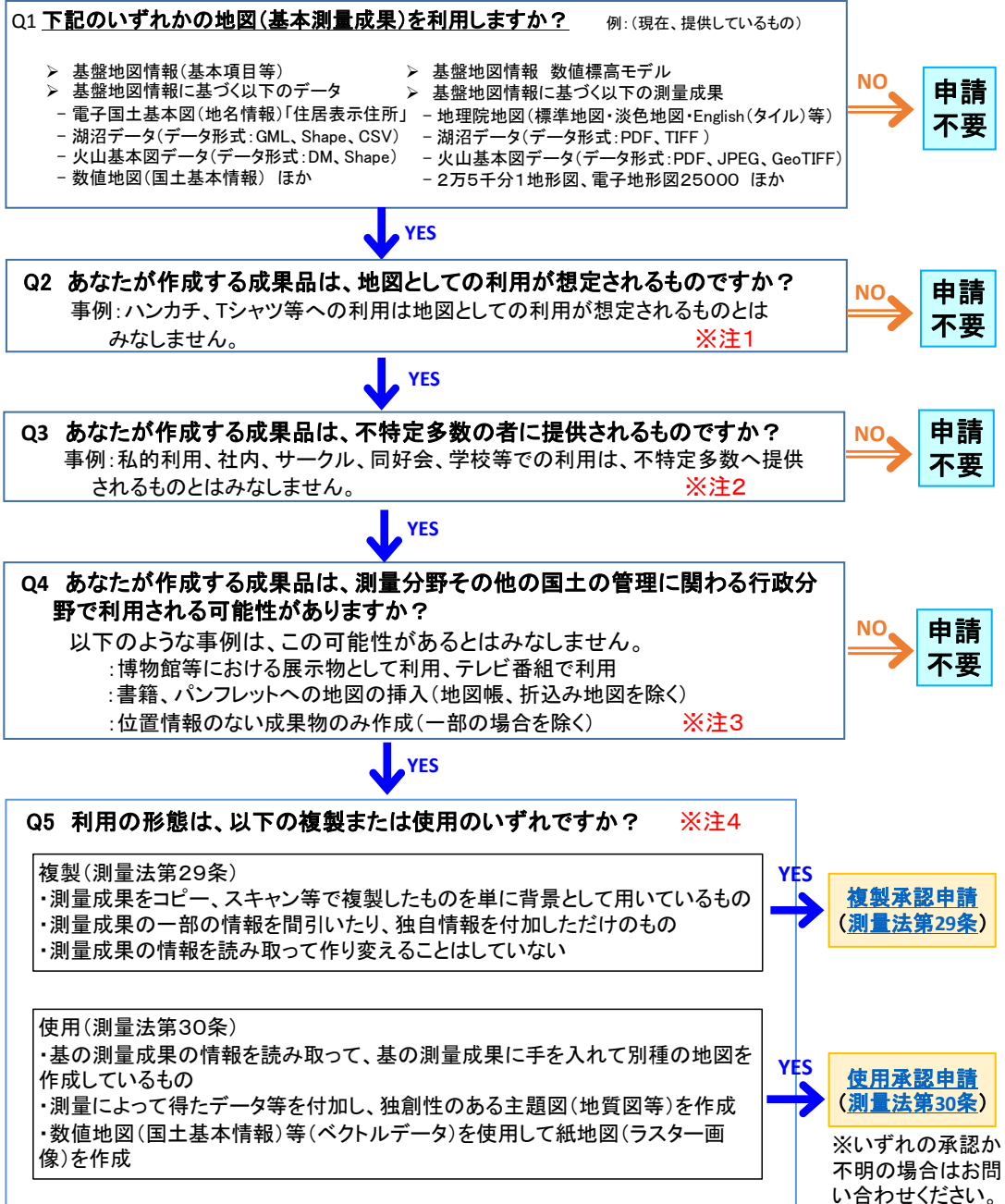
今後の国土地理院の地図の利用手続フロー

このフローの適用にあたっての留意事項

- 複製承認を経て複製した成果を更に複製・使用する場合は、この利用手続フローに従ってください。また、使用承認を経て作成した成果を更に複製・使用する場合は、承認は不要です。
- 地理院サーバー上の地理院タイルをリアルタイムで読み込み表示するウェブサイトやソフトウェアを製作する場合（国土地理院のサーバー上にある地理院タイルを閲覧者がリアルタイムで読み込みした上で基本測量成果とは関係なく作成された独自情報をアップロードして表示する場合は、承認は不要です。

START

フロー中の注1～注4の内容は次ページに記載



今後の国土地理院の地図の利用手続フロー 補足説明

※注1 「成果品が地図としての利用を想定しているもの」について

以下のものは該当しません。

- ・ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳・セロテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
- ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの

※注2 「成果品が不特定多数の者に提供されるもの」について

以下のものは該当しません。

- ・私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用
- ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
- ・論文、試験問題
- ・一時的な資料として利用

※注3 「成果品が測量分野その他の国土の管理に関わる行政分野で利用される可能性があるもの」について

以下のものは該当しません。

- ・博物館等における展示物として利用、テレビ番組で利用
- ・書籍、パンフレットへの地図の挿入(地図帳、折込み地図を除く)
- ・位置情報のない成果物のみ作成(一部の場合作除く)

ここで、「位置情報」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経度・緯度を表す線(又は図郭部に示される印)をいいます。

また「一部の場合作」(承認が必要になる場合)の事例は以下のとおりです。

- 一国土の管理に関わる地図情報を作成する場合(管内図、ハザードマップ等)
- 一国土地理院の地図に元々記載されているもの(地形(等高線、海岸線、河川)、道路、地名、行政界ほか)を、実質的に異なる表記に変更しているもの(削除のみの場合は、これに含まれない)
- 一販売している刊行物(紙地図を含む)と比較して、一見して違いが明確に判別できないもの。

※注4 承認の基準等について

この手続は、適切な測量成果を利用するかどうかの確認を行い、測量の正確さや、成果品の情報の信頼性を一定確保するための仕組みです。次の3点の場合以外は、承認されます。

- ①申請手続が法令に違反している
- ②当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でない
- ③刊行している最新の基本測量成果(過去3年以内に刊行されたものを含む)に対し、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合(デッドコピー)など、国土交通大臣が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの(国土地理院Webから入手できる地図データは除く)等

測量行政懇談会 委員

(平成30年12月現在)

(五十音順)

- 浅見 泰司 東京大学大学院工学系研究科教授
- 安藤 保隆 (一社)地図調製技術協会会長
- 石原 あえか 東京大学大学院総合文化研究科教授
- 井上 由里子 一橋大学大学院法学研究科教授
- 碓井 照子 奈良大学名誉教授
- 大坪 俊通 一橋大学大学院社会学研究科教授
- 小室 彦三 茨城県政策企画部情報化統括監
- 佐田 達典 日本大学理工学部交通システム工学科教授
- 鹿田 正昭 金沢工業大学副学長
- 柴崎 亮介 東京大学空間情報科学研究センター教授
- ◎清水 英範 東京大学大学院工学系研究科教授
- 須貝 俊彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
- 野瀬 操 (一社)全国測量設計業協会連合会会長
- 土方 聡 (公財)日本測量調査技術協会副会長
- 布施 孝志 東京大学大学院工学系研究科教授

※ ◎印は委員長、○印は副委員長

測量行政懇談会

地図の利用手続のあり方検討部会委員名簿

(平成30年12月現在)

(順不同、敬称略)

部会長	井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科 教授
副部会長	大場 亨	千葉県 市川市 経済部 次長
委員	飯田 哲	合同会社 ジオリパブリック シニアリサーチャー
〃	小島武也	(一社) 地図調製技術協会 業務執行理事 (株) 武揚堂 代表取締役
〃	瀬戸 寿一	東京大学 空間情報科学研究センター 特任講師

測量行政懇談会 地図の利用手続のあり方検討部会 開催状況

第1回 2017年7月5日(水)

第2回 2017年9月21日(木)

第3回 2018年2月13日(火)

第4回 2018年6月21日(木)

第5回 2018年11月8日(木)